

第2号様式（第1条関係）

記入例（自立広告板）

屋外広告物安全点検報告書

東京都屋外広告物条例施行規則第1条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

年 月 日

豊島区長 殿

報告者（申請者）

住 所
氏 名
電 話 ()

（法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

下記の結果は、事実に相違ありません。

屋外広告物管理者

住 所
氏 名
電 話 ()
資 格 記

広告物等の種類	広告板（自立看板）				
表示又は設置の場所	豊島区南池袋2丁目45番1号				
設 置 年 月 日	設置日不明/当初許可:令和6年4月1日		点 檢 年 月 日		令和 8年 3月 1日
前回許可年月日・番号	令和6年 4月 1日 6第 1号				
点検箇所	点検項目	点検結果 ※点検時基準		対象外	異常の内容と改善の内容
上基部構造・	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	○			
	2 基礎のクラック（ひび割れ）、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	○			
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化		○		錆が所々に発生しているが、表面のみのため、安全上の問題はなし
支持部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間	○			
	2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落	○			
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	○			
	2 溶接部の劣化、コーティングの劣化等	○			
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常			○	
表示部	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落		○		欠落していたビスを補填（補充前・後写真参照）
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	○			
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり		○		水抜き孔が詰まっていたため清掃（清掃前・後写真参照）
	4 表示面の汚染、変色、はく離		○		表示面の褪色が進んでいるが、安全上の問題はなし
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光		○		不点灯の電球を交換（交換前・後写真参照）
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	○			
	3 周辺機器の劣化、破損	○			
その他	1 付属部材（装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属品）の腐食、破損	○			
	2 避雷針の腐食、損傷			○	
	3 その他点検した事項（ ）			○	

※記載方法に関する注意事項については、裏面を御参照ください。

（日本産業規格 A列4番）

第2号様式（第1条関係）

記入例（屋上広告塔）

屋外広告物安全点検報告書

東京都屋外広告物条例施行規則第1条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

年 月 日

豊島区長 殿

報告者（申請者）

住 所
氏 名
電 話 ()

（法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

下記の結果は、事実に相違ありません。

屋外広告物管理者

住 所
氏 名
電 話 ()
資 格
記

広告物等の種類	広告塔（屋上広告塔）				
表示又は設置の場所	豊島区南池袋2丁目45番1号				
設 置 年 月 日	令和6年 4月 1日		点 檢 年 月 日	令和 8年 3月 1日	
前回許可年月日・番号	令和6年 4月 1日		6第 1号		
点検箇所	点検項目	点検結果 ※点検時基準		異常の内容と改善の内容	
		良好	経過観察	要改善	対象外
上基部構造・	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	○			
	2 基礎のクラック（ひび割れ）、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき	○			
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化		○		錆が所々に発生しているが、表面のみのため、安全上の問題はなし
支持部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間	○			
	2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落			○	ボルトに緩みが見られた箇所について、締め直しを実施（締め直し前・後写真参照）
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	○			
	2 溶接部の劣化、コーティングの劣化等	○			
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常	○			
表示部	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	○			
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	○			
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり			○	
	4 表示面の汚染、変色、はく離		○		表示面の変色が進んでいたため、再塗装を実施（塗装前・後写真参照）
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光		○		破損していた電球を交換（交換前・後写真参照）
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	○			
	3 周辺機器の劣化、破損	○			
その他	1 付属部材（装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属品）の腐食、破損	○			
	2 避雷針の腐食、損傷	○			
	3 その他点検した事項（ ）			○	

※記載方法に関する注意事項については、裏面を御参照ください。

（日本産業規格 A列4番）

第2号様式（第1条関係）

記入例（突出広告板）

屋外広告物安全点検報告書

東京都屋外広告物条例施行規則第1条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

年 月 日

豊島区長 殿

報告者（申請者）

住 所
氏 名
電 話 ()

(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

下記の結果は、事実に相違ありません。

屋外広告物管理者

住 所
氏 名
電 話 ()
資 格
記

広告物等の種類	広告板（突出看板）				
表示又は設置の場所	豊島区南池袋2丁目45番1号				
設 置 年 月 日	令和6年 4月 1日		点 檢 年 月 日		令和 8年 3月 1日
前回許可年月日・番号	令和6年 4月 1日			6第 1号	
点検箇所	点検項目	点検結果 ※点検時基準			異常の内容と改善の内容
		良好	経過観察	要改善	対象外
上基部構造・	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	○			
	2 基礎のクラック（ひび割れ）、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき				○
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化		○		錆が所々に発生しているが、表面のみのため、安全上の問題はなし
支持部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間	○			
	2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落	○			
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	○			
	2 溶接部の劣化、コーティングの劣化等			○	プラケットカバーが歪んでいたため、交換（交換前・後写真参照）
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常	○			
表示部	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落	○			
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損			○	表示面板押さえの錆が進行していたため、交換（交換前・後写真参照）
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	○			
	4 表示面の汚染、変色、はく離	○			
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光	○			
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	○			
	3 周辺機器の劣化、破損	○			
その他	1 付属部材（装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属品）の腐食、破損			○	振れ止め棒が変形していたため、交換（交換前・後写真参照）
	2 避雷針の腐食、損傷			○	
	3 その他点検した事項（ ）			○	

※記載方法に関する注意事項については、裏面を御参照ください。

第2号様式（第1条関係）

記入例（壁面広告板）

屋外広告物安全点検報告書

東京都屋外広告物条例施行規則第1条第3項の規定により、下記のとおり報告します。

年 月 日

豊島区長 殿

報告者（申請者）

住 所
氏 名
電 話 ()

(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

下記の結果は、事実に相違ありません。

屋外広告物管理者

住 所
氏 名
電 話 ()
資 格
記

広告物等の種類	広告板（壁面看板）				
表示又は設置の場所	豊島区南池袋2丁目45番1号				
設 置 年 月 日	令和6年 4月 1日		点 檢 年 月 日	令和 8年 3月 1日	
前回許可年月日・番号	令和6年 4月 1日 6第 1号				
点検箇所	点検項目	点検結果 ※点検時基準			
		良好	経過観察	要改善	対象外
上基部構造・	1 上部構造全体の傾斜、ぐらつき	○			
	2 基礎のクラック（ひび割れ）、支柱と根巻きとの隙間、支柱ぐらつき			○	
	3 鉄骨のさび発生、塗装の老朽化		○		錆が所々に発生しているが、表面のみのため、安全上の問題はなし
支持部	1 鉄骨接合部（溶接部・プレート）の腐食、変形、隙間	○			
	2 鉄骨接合部（ボルト、ナット、ビス）のゆるみ、欠落	○			
取付部	1 アンカーボルト・取付部プレートの腐食、変形	○			
	2 溶接部の劣化、コーティングの劣化等		○		コーティングが劣化していたため、再度コーティングを実施（コーティング前・後写真参照）
	3 取付対象部（柱・壁・スラブ）・取付部周辺の異常	○			
表示部	1 表示面板・切り文字等の腐食、破損、変形、ビス等の欠落		○		表示面板が変形していたため、交換（交換前・後写真参照）
	2 側板、表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形、欠損	○			
	3 広告板底部の腐食、水抜き孔の詰まり	○			
	4 表示面の汚染、変色、はく離		○		表示面の変色が進んでいたため、再塗装を実施（塗装前・後写真参照）
照明装置	1 照明装置の不点灯、不発光		○		不点灯の電球を交換（交換前・後写真参照）
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび、漏水	○			
	3 周辺機器の劣化、破損		○		変圧器の錆が進んでいたため、交換（交換前・後写真参照）
その他	1 付属部材（装飾、振れ止め棒、鳥よけ、その他付属品）の腐食、破損	○			
	2 避雷針の腐食、損傷			○	
	3 その他点検した事項（ ）			○	

※記載方法に関する注意事項については、裏面を御参照ください。

（日本産業規格 A列4番）

(記入上の注意事項)

1 表示位置の変更、意匠変更、既存広告塔・廣告板を利用して新規に申請する場合、継続の許可申請の際にこの報告書を提出してください。

変更の許可申請は工事開始の3月以内に、既存広告塔・廣告板を利用して新規に申請する場合は申請前3月以内に、継続の許可申請は許可期間満了の3月前から10日前までに、実施した点検結果を記入してください。

2 「屋外廣告物管理者」の欄は、東京都屋外廣告物条例施行規則第3条で定める廣告物等を表示又は設置している場合のみ記入してください。この場合、資格の欄に、東京都屋外廣告物条例施行規則第2条各号に定める屋外廣告物管理者の資格の名称を記入するとともに、資格を証明する書類の写しを添付してください。

3 「設置年月日」の欄について、設置年月日が不明の場合は最初の許可年月日を記入してください。

(設置年月日不明の場合…「設置日不明／当初許可日：○年○月○日」と記載してください。)

4 「点検結果」の欄は、各点検項目について、以下区分に従って該当する点検結果に○を記入してください。

良好：異常が認められない

経過観察：安全上支障のない軽微な異常が認められる

要改善：安全上支障のある異常が認められる

対象外：該当する点検項目がない

5 点検結果が「経過観察」の場合は、「異常の内容と改善の内容」欄に異常の内容を記入してください。

6 点検結果が「要改善」の場合は、必要な補修を行った上で「異常の内容及び改善の内容」欄に異常と改善の内容を記入してください。

7 本報告書と合わせて、①点検後の廣告物等の全景と表示面(複数の表示面を有する場合はそれぞれの面)を撮影したカラー写真、②点検結果が「要改善」の場合は、当該異常のあつた箇所の補修前及び補修後を撮影したカラー写真を提出してください。(様式任意。写真(画像)の大きさはサービスサイズ程度)

8 1申請につき廣告物等が複数ある場合、少なくとも1申請につき廣告物等の種類(壁面廣告板、突出廣告板、屋上廣告板・廣告塔、自立廣告板・廣告塔、置き看板等)ごとに報告書を作成するようにしてください。
また、写真是、1申請で対象とする全ての廣告物等について撮影し、添付してください。

9 一定の規模以上の廣告物等

高さ4m以下又は表示面積10m²以下の廣告塔・廣告板等について、点検者の資格は定められていませんが、廣告物等の所有者等の方に管理義務があり、事故が起これば賠償責任を負う可能性があります。

廣告物等の所有者やビル管理者では実効性のある点検ができないものについては、専門業者の方に依頼してください。

10 点検方法は定めていませんが、廣告物等の種類や状況に応じて、目視、打診、触診等により、損傷、変形、腐食等の異常の有無を確認してください。

11 「要改善」の項目について、補修を行わずに許可申請書を提出した場合は、「要改善」の異常が補修されない場合、屋外廣告物の安全が確認できないため、許可をすることができません。補修が必要な廣告物等を撤去するか、もしくは補修して許可申請を行ってください。

※避雷針…廣告物等が設置されている建物の避雷針ではなく、屋上に設置された廣告物等本体に付いている避雷針のことを指します。これは廣告物等本体に雷が落ちるのを防ぐ目的で付けられているもので、避雷針のアースから地面に電流を逃すようになっています。